

小学校教諭二種免許状取得者が一種免許状を取得する場合の単位の修得方法(最低在職年数により最低修得単位数10単位の場合)(資料2の1)  
 <教育職員免許法別表第3>

改正前の免許法等による単位修得方法				改正後の免許法等による単位修得方法	最低修得単位数	
教科に関する科目				教科に関する専門的事項に関する科目	1 (注1)	
教職に関する科目	第3欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の基礎的理解に関する科目	2	
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	第4欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	各教科の指導法に関する科目又は 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目	5 (注2)
			各教科の指導法			
			道徳の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
			生徒指導の理論及び方法			
	第6欄	教職実践演習	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	5 (注2)	
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法						
進路指導の理論及び方法						
第2欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	大学が独自に設定する科目	2		
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)				
		進路選択に資する各種の機会の提供等				
教科又は教職に関する科目				大学が独自に設定する科目	2	

(注1)「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位の修得方法は「教育職員免許状取得の手引」を参照してください。

(注2)「各教科の指導法に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」において、どちらか一方の科目のみで5単位を修得した場合も可  
 ※最低在職年数により最低修得単位数が10単位より多い場合は「教育職員免許状取得の手引」を参照してください。

中学校教諭二種免許状取得者が一種免許状を取得する場合の単位の修得方法(最低在職年数により最低修得単位数10単位の場合)(資料2の2)  
 <教育職員免許法別表第3>

改正前の免許法等による単位修得方法				改正後の免許法等による単位修得方法	最低修得単位数	
教科に関する科目				教科に関する専門的事項に関する科目	3 (注1)	
教職に関する科目	第3欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の基礎的理解に関する科目	2	
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	第4欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目	3 (注2)
			各教科の指導法			
			道徳の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
			生徒指導の理論及び方法			
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			
		進路指導の理論及び方法				
		進路指導の理論及び方法				
第6欄	教職実践演習					
第2欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	大学が独自に設定する科目	2		
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)				
		進路選択に資する各種の機会の提供等				
教科又は教職に関する科目				大学が独自に設定する科目	2	

(注1)「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位の修得方法は「教育職員免許状取得の手引」を参照してください。

(注2)「各教科の指導法に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」において、どちらか一方の科目のみで3単位を修得した場合も可

※最低在職年数により最低修得単位数が10単位より多い場合は「教育職員免許状取得の手引」を参照してください。

養護教諭二種免許状取得者が一種免許状を取得する場合の単位の修得方法(最低在職年数により最低修得単位数10単位の場合)(資料2の3)

＜教育職員免許法別表第6＞

改正前の免許法等による単位修得方法				改正後の免許法等による単位修得方法	最低修得単位数	
養護に関する科目				養護に関する科目	5 (注)	
教職に関する科目	第3欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	2	
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	第4欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法			2
			道徳及び特別活動に関する内容			
			教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)			
		生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法					
	第2欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割			1
			教員の職務内容(研修、サービス及び身分保障等を含む。)			
進路選択に資する各種の機会の提供等						
養護又は教職に関する科目				大学が独自に設定する科目	1	

(注)「養護に関する科目」の単位の修得方法は「教育職員免許状取得の手引」を参照してください。

※最低在職年数により最低修得単位数が10単位より多い場合は「教育職員免許状取得の手引」を参照してください。

※免許法附則17項に基づき栄養教諭普通免許状を取得する場合の「教職に関する科目」の読み替えも同様とする。